

令和7年度 第3回 八千浦区地域協議会

次 第

日時：令和7年10月28日（火）午後6時30分～
会場：八千浦交流館はまぐみ 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・公の施設の使用料等の見直しについて

【自主的な審議】

- ・海岸線の現状と取組の整理

4 そ の 他

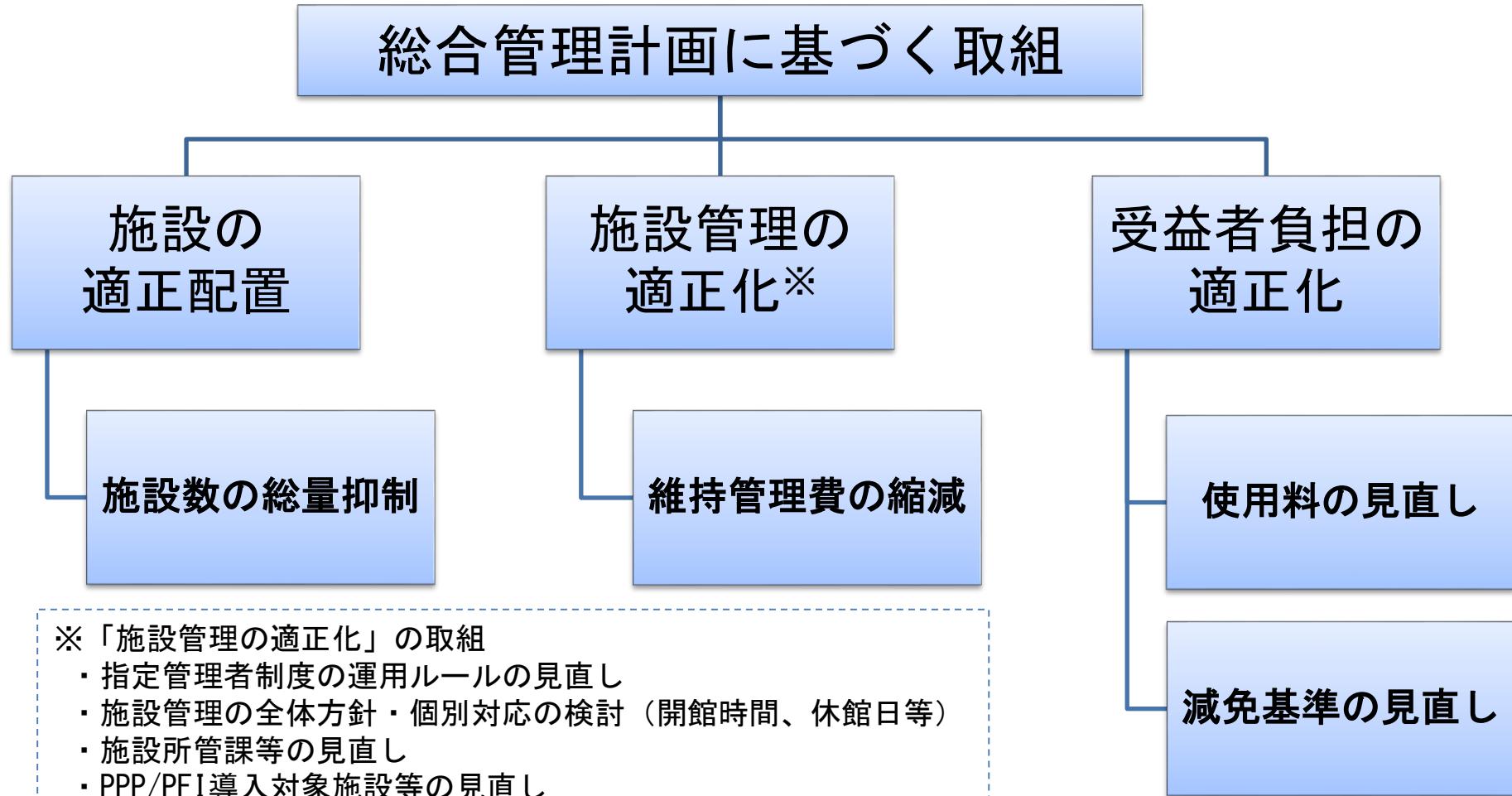
- ・第4回地域協議会

令和7年 月 日（ ）午後6時30分～ 八千浦交流館はまぐみ

5 閉 会

公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ

より充実した行政サービスを提供するために、「施設の適正配置」「施設管理の適正化」「受益者負担の適正化」を一体的な取組として検討する。



公の施設の使用料等の見直しについて

1 使用料等の基本方針の策定について

(1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成27年10月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

(2) 使用料等の実態

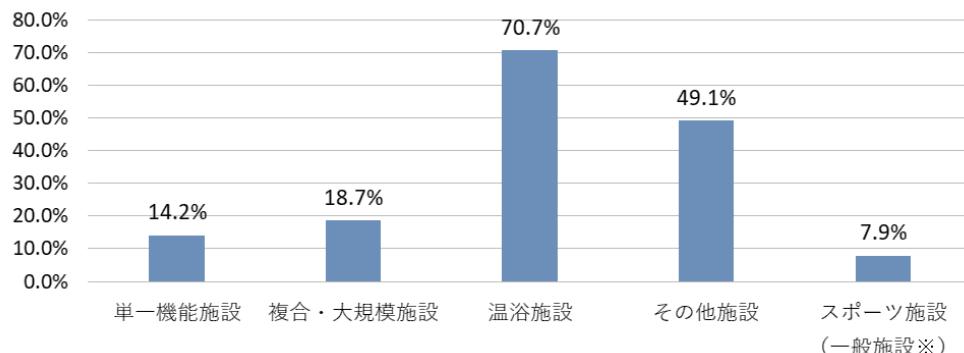
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く184施設の収支状況（令和5年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約1.9億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

【公の施設の収支状況※】

維持管理経費 約50.1億円	公費負担分	約30.5億円 (約60.8%)
	うち減免 約1.9億円	
	利用者負担分 約19.6億円 (約39.2%)	

※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など184施設が対象
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成 27 年 10 月の見直し時と同様です。

(1) 使用料等算定の基本方針

ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

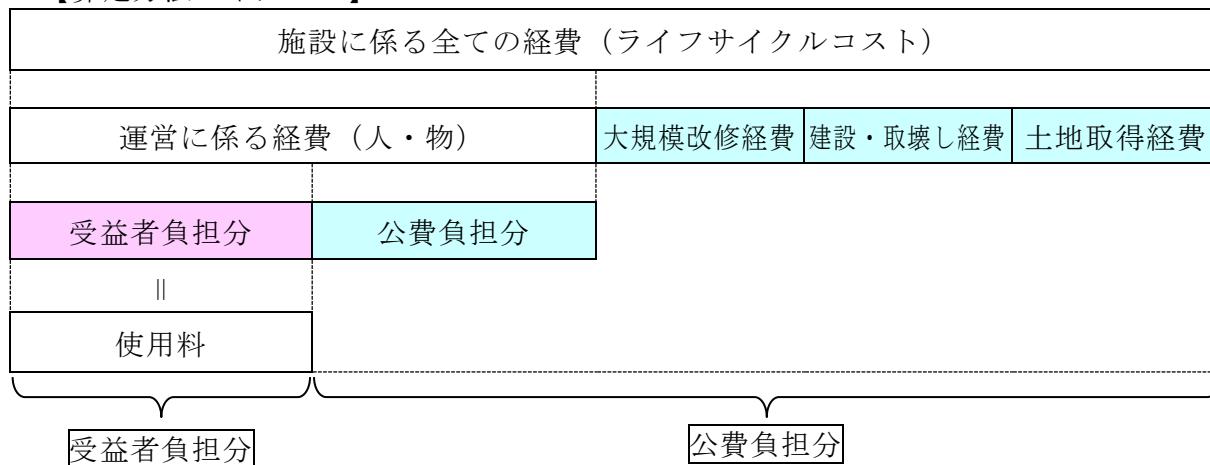
このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただきおり、受益の範囲内において料金を設定しています。

イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

【算定方法のイメージ】



ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

(2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第 244 条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

(3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設（必需的な施設）は、市民の必要性が高く、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等を踏まえ決定します。

提供するサービスの必需性（選択性）	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0%
	受益者負担：75%	受益者負担：50%	受益者負担：25%
必需的			学校、保育園、図書館、公園、コミュニティプラザ、児童館、保健センター
選択性	受益者負担：100%	受益者負担：75%	受益者負担：50%
	宿泊・日帰り温浴施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
	私益的		公益的
	提供するサービスの公益性（私益性）		

(4) 原価の考え方

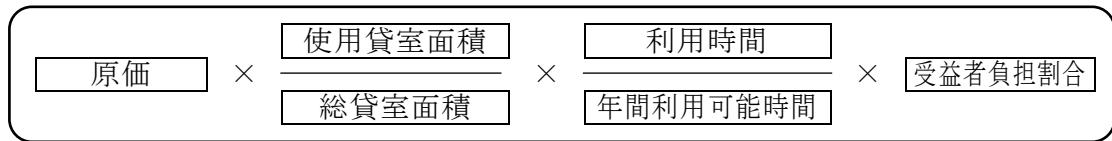
公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

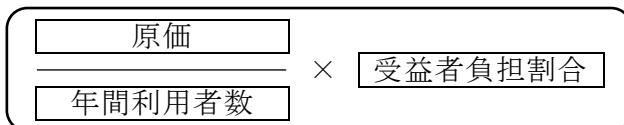
ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定



イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定



(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- 使用料等：原則100円単位
- 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位※での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- 地域振興を目的に、主に市外や県外の使用者を想定している施設
- 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキーエ
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センター 、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトイピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上の市民 向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使 用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始

- ▶ 海岸線美化について解決策を検討するための手順の確認
- ▶ 第2回地域協議会（7月23日）の振り返り
別紙：海岸美化に取り組む意義・視察後に考えたアイディア
と具体的な活動・取組予定
- ▶ 次回以降の地域協議会で取組んでいくこと

海岸線美化について解決策を検討するための手順の確認

ChatGPTによるヒント		具体的な活動	第2回地域協議会意見※詳細は別紙
1.問題点の認識と共有	情報収集	6/26視察 7/23第2回地域協議会 視察を踏まえた意見出し	・地域で海岸清掃する意義 ・子どもと海 ・八千浦地区外の関わり ・八千浦内の海岸清掃の仕組み ・海水浴場ではない「海」の活用
	意識啓発	7/23第2回地域協議会 海岸美化に取り組む意義を協議	
2.意見交換とアイディア出し	住民会議の開催	(今後) 地域住民の意見を聞く	
	専門家の招集	(今後) 参考事例から学ぶ	
3.具体的な対策の立案	教育・啓発活動の強化	7/23第2回地域協議会 アイディア出し ・ゴミを捨てさせない工夫 ・もっと知りたい事 など	・海岸清掃する姿を見せていく ・電灯設置で明るくする ・監視カメラ ・ゴミの分析
	インフラ整備		
	監視と報告体制の強化		
4.行動計画の策定	役割分担、タイムラインの設定		
5.実行とフォローアップ	活動の実施 評価と改善		
6.継続的な取り組み	定期的な見直し 地域コミュニティの強化		

第2回地域協議会（7月23日）の振り返り

3

別紙：海岸美化に取り組む意義・視察後に考えたアイディア
と具体的な活動・取組予定 参照

■ 地域協議会の検討項目

- ▶ 地域で海岸清掃する意義
- ▶ 子どもと海

＜委員間の情報共有＞

- ・10/26つなゆう「親子で仲間で砂浜遊びin八千浦海岸」
- ・9/6 明まち「八千浦地区海まつり」

- ▶ 八千浦地区外の関わり
- ▶ 八千浦内の海岸清掃の仕組み
- ▶ 具体的な取組アイディア
- ▶ 海水浴場ではない「海」の活用

具体的な活動
取組予定



実施する
(協議会が働きかける)
活動団体

地域協議会の関わりイメージ

4

八千浦区地域住民のみなさん
海岸清掃への様々な思い

- ・先人から引き継いできた海岸清掃は当たり前
- ・町内会の海岸清掃は強制的で負担を感じる
- ・ゴミを落とす地域外の人には来てほしくない
- ・きれいな海にたくさん的人が来て楽しんでもほしいなど

1.問題点の認識と共有

海岸線視察・現状把握
「なぜ海岸清掃するのか？」
地域内の取組や課題、つなぐ
他事例を学び、新たな取組検討

働きかけ
意見交換

八千浦区地域協議会

2.意見交換とアイディア出し

働きかけ
提案・情報共有

きれいな海を守り、次世代へ
(目指す姿・要検討)

- 3.具体的な対策の立案
- 4.行動計画の策定
- 5.実行とフォローアップ
- 6.継続的な取り組み

具体的な
活動・取組の実施

八千浦地区
明るいまちづくり
協議会

～生活環境部会～
・海岸美化運動
・海岸パトロール
・不法投棄禁止の看板製作
など

つなゆう

など
・八千浦の地域資源である「海」を有効活用
・人の交流→経済効果
・地域独自の予算で調査

地域の団体

八千浦地区海まつり

次回以降の地域協議会で取組んでいくこと

5

検討項目	具体的な活動・取組予定	地域協議会の関わり
・地域で海岸清掃する意義	R8地域独自の予算事業【つなゆう】 ※八千浦地区の「うみ」活用に関する調査・研究・報告事業 ・住民アンケート調査/意見交流会	今後検討
・子どもと海		今後検討
・八千浦地区外の関わり	R8地域独自の予算事業※【つなゆう】 ・来訪者等調査(車両ナンバー・台数調査)	今後検討
	ハッピーフィッシング(八千浦地区外來訪者のゴミが多いと思われる)との意見交換	ハッピーフィッシングとの意見交換 日程調整
・八千浦内の海岸清掃の仕組み	八千浦地区内の海岸清掃スケジュール等整理(現状把握) ・委員各位の町内会での動き ・八千浦地区明るいまちづくり協議会生活環境部の動き ・海岸清掃の日時、参加者(当番制や手挙げ)の情報 ・困っていること 等	
・海水浴場ではない「海」の活用	R8地域独自の予算事業※【つなゆう】 ・他地域の地域資源活用調査	今後検討
・具体的な取組アイディア	上越市内の海岸清掃事例を学ぶ【つなゆう】 案) 名立区 上越トレジャーゲット 【主催】名立海の学実行委員会	名立海の学実行委員会 視察研修 日程調整

海岸美化に取り組む意義・視察後に考えたアイディア（R7年7月23日第2回八千浦区地域協議会）と具体的な活動・取組予定

資料No.2

検討項目	地域協議会委員間で出た意見	地域住民に確認したいこと/取組アイディア	具体的な活動・取組予定	活動団体
地域で海岸清掃する意義	<ul style="list-style-type: none"> ・海がある地域だからきれいにすることは常識、当たり前 ・子どもに美しい海を残す ・先人から海岸清掃活動を引き継いでいる ・ポイ捨てはいけないという意識を育てる ・海岸清掃を通じて、地域住民がつながる ・地域活性化のため ・美しい自然（海）を求めて、八千浦地区外からも人が来るから 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の中には海岸清掃は必要ないと思っている人もいるのではないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> R8地域独自の予算事業 八千浦地区の「うみ」活用に関する調査・研究・報告事業 ・住民アンケート調査/意見交流会 	つなゆう
子どもと海	<ul style="list-style-type: none"> ・「きれいな海」と子どもが感じる機会が必要 ・子どものうちに海を好きになってもらえば、大人になっても海を大切にする ・子どもたちに自分たちの浜という意識をもってもらう ・八千浦は小～中9年間一緒。海の活動に協力してもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは海を美しいと感じていないのではないか？ ・地元の子どもも海に行かない（プールへ行く）、海から遠ざかっている？ ・「海まつり」は子どもが主役？当初の頃と目的が変化してきているのではないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> R7.10.26 「親子で仲間で砂浜遊びin八千浦海岸」 R8地域独自の予算事業 「海まつり」、海に親しみを感じる企画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> つなゆう 八千浦地区 明まち
八千浦地区外の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度きれいな海だから長野から人が来る ・県外ナンバーの車が多い。ゴミをポイ捨てしていく ・ゴミを捨てない地元住民が、ゴミ拾いをしている現状(捨てない人が拾っている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・八千浦地区の人は地区外から人に来てほしいのか、来てほしくないのか？ ・海岸清掃しながら、訪れた人に「ゴミを落とさないアイディア」を聞いてみる ・ハッピーフィッシングはゴミをどのように管理しているか？ 	<ul style="list-style-type: none"> R8地域独自の予算事業 ・来訪者等調査(車両ナンバー・台数調査) ハッピーフィッシングとの意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> つなゆう 地域協議会
八千浦内の海岸清掃の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・市を頼るより、自分たちで動いた方が早い。継続する ・業者任せではなく、地元で協力することでつながりができる ・ボランティアは感謝が原動力 	<ul style="list-style-type: none"> ・八千浦地区内で海岸清掃のプロジェクトチームが必要ではないか？ ・海岸清掃は町内の役員しか参加していないのではないか？ ・各町内でどのように海岸清掃参加者を割り当てるのか？ ・若い人は回観板で周知されても見ていないのではないか？ ・海岸清掃の日程を周知するような看板やポスター設置する ・ボランティア任せは限界か？報酬の検討が必要か？ 	八千浦地区内の海岸清掃スケジュール等整理	地域協議会
具体的な取り組みアイディア	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃する姿を見せていく ・電灯設置で明るくする ・監視カメラ ・ゴミの分析 ・きれいなところにはゴミは捨てられない ・人目があるとゴミは捨てられない ・漁業関係のゴミが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃をやっている姿を見せて、ポイ捨てしない気持ちをもってもらう ・高校生ごみ拾い大会等、楽しさを交えた清掃の検討 	上越市内の海岸清掃事例を学ぶ 案) 名立区 上越トレジャーゲット	地域協議会
		<ul style="list-style-type: none"> ・海岸美化管理費としてお金を徴収する ・発電所に協力してもらい、街灯を増やす ・「〇〇団体がクリーン活動しています！」の看板を設置する ・ダミーでも監視カメラを設置する ・ゴミの分析(流れ着いたゴミ、道路付近でポイ捨てされたゴミ) 	新潟県:「令和5年度新潟県海岸漂着物等実態調査業務報告書」	
海水浴場ではない「海」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・孫が県外から来て、海で遊んでいる ・直江津は海水浴場、ビーチバレーコートだから、皆がきれいにしている ・海水浴場でも漁場でもなく、海が活用されていないので、ゴミを落とされやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場ではない場所の視察に行く 	<ul style="list-style-type: none"> R8地域独自の予算事業 ・他地域の地域資源活用調査 	つなゆう